



2026 年 10 月 27 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 マ ク ア ケ
代 表 者 名 代表取締役社長 中山 亮太郎
(コード番号：4479)

問 い 合 わ せ 先 コーポレート本部
コーポレトリレー 金 延 賢
ョンズ部 部長

TEL. 03-6328-4038

剰余金の配当（初配）及び自己株式取得にかかる事項の決定並びに監査等委員でない取締役に対するストック・オプションとしての報酬等の額及び内容に関するお知らせ

当社は、本日の取締役会において、①2026 年 9 月 30 日を基準日とする剰余金の配当に関する議案を 2026 年 12 月 17 日開催予定の第 14 期定時株主総会に付議すること、②会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づく自己株式取得、及び③会社法第 361 条の規定に基づく当社の監査等委員でない取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及びその内容に関する議案を 2026 年 12 月 17 日開催予定の第 14 期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

なお、自己株式取得にかかる上記決議は、2026 年 11 月 6 日開催予定の取締役会において承認される第 14 期計算書類が会社計算規則第 135 条各号のいずれにも該当すること及び当該計算書類における分配可能額が下記の自己株式取得価額の総額及び配当金総額の合計額を超えていることを条件としています。

記

1. 剰余金の配当（期末配当）について

(1) 2026 年 9 月期 期末配当の内容

	決定額	前期実績
基 準 日	2026 年 9 月 30 日	2025 年 9 月 30 日
1 株 当 たり 配 当 金	14 円 00 銭	0 円 00 銭
配 当 金 総 額	178 百万円	—
効 力 発 生 日	2026 年 12 月 18 日	—
配 当 原 資	利益剰余金	—

（２） 配当の理由

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を重要な経営課題の一つと認識しています。これまで当社は、事業規模の拡大と収益基盤の確立を優先し、内部留保の充実を図ってきました。

しかしながら、2026 年 9 月期まで 2 期連続の黒字を達成し、安定的なフリー・キャッシュ・フローを創出できる状態に移行したこと、また新たな経営体制のもとで次の成長ステージに向かう段階に至ったことを総合的に勘案した結果、成長投資の継続と株主還元の実施を両立できると判断しました。

株主の皆さまへの還元については、当社の主要事業から創出された利益を今後の成長に必要な事業開発投資、M&A 等に優先的に活用しつつ、財務健全性を維持しながら、株主資本配当率（DOE）3 %を基準とし、安定的な還元の継続を目指していきます。また、中期的に ROE10% 台中盤を超え、更なる高水準を目指すための資本効率向上と株主還元の充実に向け、当社は事業成長を通じた利益最大化を推進するとともに、自己株式の取得を機動的に実施していきます。今回の自己株式取得も、こうした考え方に基づくものです。

この基本方針のもと、当社初となる期末配当は 1 株当たり 14 円 00 銭（配当総額 178 百万円）としました。今後は、中長期的な株主価値の最大化に向けて、安定的な株主還元を実施する方針のもと、利益成長に応じた株主還元額の増加を目指していきます。

２． 自己株式取得について

（１） 取得にかかる事項の内容

取 得 対 象 株 式 の 種 類	当社普通株式
取 得 し 得 る 株 式 の 総 数	510,739 株（上限） 発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 4 %
株 式 の 取 得 価 額 の 総 額	600 百万円（上限）
取 得 期 間	2026 年 11 月 9 日から 2027 年 3 月 31 日まで
取 得 方 法	東京証券取引所における取引一任契約に基づく市場買付

（ご参考）2026 年 9 月 30 日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く）	12,768,473 株
自己株式数	227 株

（２） 自己株式取得の理由

当社は、応援購入サービス Makuake を中核として、商品の企画からデビュー、その後の拡販までを一気通貫で支援する事業基盤の構築を進めており、これらの取り組みを通じて持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現できるものと考えています。

一方で、当社が見込む事業成長や中長期的な企業価値に照らした時、現在の株価水準には当社の価値が十分に反映されていないものと判断しています。

こうした状況を踏まえ、当社の財務状況及び今後の成長投資余力を総合的に勘案した結果、「１．

（２）配当の理由」に記載した株主還元の基本方針に基づき、資本コストを上回る資本効率の実現と株主還元の充実を図るため、自己株式の取得を実施することとしました。

また、本件の実施後においても、成長投資を機動的に実行するために必要な資金は十分に確保される見込みです。なお、自己株式の取得は、株価水準、財務状況及び成長投資の状況等を考慮し、機動的に判断するものであり、毎期継続的に実施することを予定するものではありません。

３．監査等委員でない取締役に対するストック・オプションとしての報酬等の額及び内容について

（１）ストック・オプションの内容

a) スtock・オプションに関する報酬等の額

当社の監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対する報酬は、会社法第 361 条第 1 項に基づき、2020 年 12 月 10 日開催の第 8 期定時株主総会において、監査等委員でない取締役に対する報酬額を年額 2 億円以内（うち、社外取締役分は年額 1,200 万円以内）（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とすることをご承認いただき、今日に至っています。

このたび、当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆さまの利益を重視した業務展開を図ることを目的として、従来の金銭報酬の額とは別枠にて、対象取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額 6,000 万円以内とすることにつき、ご承認をお願いするものです。

新株予約権に関する報酬等の額及び具体的内容は、当社における対象取締役の業務執行の状況、貢献度等諸般の事情を総合的に勘案して決定することとしており、また、ストック・オプションの権利行使により発行される株式の発行済株式総数（自己株式を除く）に占める割合は 0.63%と低く、希薄化率は軽微であることから、対象取締役の報酬等の内容は相当であると考えています。

なお、対象取締役に対してストック・オプション報酬として発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権 1 個当たりの公正価額に、割当てる新株予約権の総数を乗じた額となります。ここでいうところの割当日における新株予約権 1 個当たりの公正価額の算定については、新株予約権の公正価額の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとしています。

また、現在の監査等委員でない取締役は 4 名（うち、社外取締役 1 名）ですが、2026 年 12 月 17 日開催予定の第 14 期定時株主総会において、取締役選任議案が原案どおり承認可決された後は、2 名増員し 6 名（うち、社外取締役 2 名）となります。

なお、当社は、対象取締役の他に、当社従業員に対しても同様のストック・オプションを割当てる予定です。対象取締役と当社従業員に対して、ストック・オプションとして発行を行う予定の新株予約権にかかる目的株式数の総数は 156,000 株（発行済株式総数（自己株式を除く）に占める割合 1.22%を上限とし、具体的な付与対象者、支給時期及び分配については取締役会にて決定します。

b) 報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容）

1. 新株予約権の数

各事業年度にかかる定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の上限は、対象取締役については800個とする。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

各事業年度にかかる定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限は対象取締役については80,000株とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行の日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が新株予約権発行の日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合には、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額＝調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{1}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の付与決議の日後2年を経過した日から当該付与決議の日後10年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

7. 新株予約権の行使の条件

(ア) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(イ) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(ウ) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(エ) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

8. 新株予約権の取得に関する事項

(ア) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(イ) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記7.に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

9. その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

(2) スtock・オプション制度を導入する理由

当社は、中長期的な企業価値の向上に向けて、取締役及び従業員が株主の皆さまと利益意識を共有し、業績や株価に対する貢献意欲を高めることが重要であると考えています。本新株予約権は、新たな経営体制のもとで次の成長ステージに向かうに当たり、資本効率の向上を含む中長期的な企業価値の向上に対するコミットメントを高めることを目的として、監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び新株予約権の具体的な内容のご承認をお願いするものです。

本新株予約権が全て行使された場合に交付される当社普通株式の総数（80,000株）は、2026年9月30日現在の発行済株式総数（自己株式を除く）12,768,473株の約0.63%に相当します。

付与対象者の貢献が当社の企業価値及び株主価値の向上に資するものであることに加え、権利行使可能期間を付与決議の日後2年が経過した日からとすることで、中長期的な視点に立った企業価値向上を促す設計としています。これらを踏まえ、当社は、本新株予約権による希薄化の規模は合理的な範囲にあるものと判断しています。

以上